

# 1 相 談

## (1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や保護者などからの相談に応じます。

※サービス等利用計画に係る計画相談支援・障害児相談支援の事業所については、79～81ページをご覧ください。

|                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>むこうししゃきょうしょう      しゃちいきせいかつしえん</p> <p>① 向日市社 協 障がい者地域生活支援センター</p> <p>◇受付時間      月曜日～金曜日    午前8時30分～午後5時15分</p> <p>◇相談方法      窓口相談、電話、FAX、訪問</p> <p>◇所在地      〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福社会館内<br/>TEL 932-1990 FAX 933-4425</p> |
| <p>おとくに      えんちいきれんけいしつ</p> <p>② 乙訓ひまわり園地域連携室</p> <p>◇受付時間      原則として、月曜日～金曜日    午前9時～午後5時</p> <p>◇相談方法      窓口相談、電話、FAX、訪問</p> <p>◇所在地      〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番地の1<br/>TEL 935-0101 FAX 935-0113</p>                          |
| <p>そうだんしえんじぎょうしょ      ちいきかつどうしえん</p> <p>③ 相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル</p> <p>◇受付時間      月曜日～土曜日(祝日を除く)<br/>午前9時30分～午後5時30分</p> <p>◇相談方法      窓口相談、電話、訪問 等</p> <p>◇所在地      〒617-0844 長岡京市調子2丁目5-7<br/>TEL 956-2543 FAX 956-2547</p>   |
| <p>そうだんしえん</p> <p>④ こらぼねっと相談支援センター</p> <p>◇受付時間      原則として、月曜日～金曜日    午前9時～午後7時</p> <p>◇相談方法      窓口相談、電話、訪問 等</p> <p>◇所在地      〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9<br/>TEL 953-4452 FAX 953-4457</p>                                           |
| <p>おとくに      がっこう</p> <p>⑤ 乙訓ポニーの学校(18歳未満のみ)</p> <p>◇受付時間      原則として、月曜日～金曜日    午前9時～午後5時</p> <p>◇相談方法      窓口相談、電話、訪問 等</p> <p>◇所在地      〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8<br/>TEL 952-5000 FAX 953-5200</p>                                |

おとくにわかたけえん  
⑥ 乙訓若竹苑

- ◇受付時間 原則として、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
◇相談方法 窓口相談、電話、訪問 等  
◇所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8  
TEL 954-6501 FAX 954-6588

しょうがいしゃそうだんいん  
(2) 障害者相談員

障がい者の身近な相談相手として、障害者相談員がいます。お気軽にご相談ください。

| 氏 名         | 相談障がい種別 | 連絡先           |
|-------------|---------|---------------|
| 井 手 晋 一     | 視 覚     | 080-6146-4592 |
| 大 治 勝 代     | 肢 体     | 922-2573      |
| 重 本 信 子     | 肢 体     | 922-2369      |
| 柴 田 えみ子     | 肢 体     | 934-3277      |
| 森 川 赫 子     | 肢 体     | 934-6026      |
| 山 本 啓 子     | 肢 体     | 932-9545      |
| 喜 多 文 子     | 内 部     | 934-1313      |
| 太 田 ヒ サ     | 聴 覚     | FAX 933-4295  |
| 小 森 信 男     | 聴 覚     | FAX 921-1590  |
| 庵 原 ゆき子     | 知 的     | 935-1292      |
| 乙 訓 や よ い 会 | 精 神     | 080-8529-7060 |

しょうがいしゃそうだんいん そうだんかい  
(3) 障害者相談員による相談会

身体障がい者・知的障がい者とそのご家族を対象に、市の障害者相談員による相談会を実施しています。生活における困り事やお悩みについてお聞きしますので、お気軽にご相談ください。

◇日 時 偶数月の第3月曜日 午後1時～3時

◇場 所 東向日別館3階 相談室

※予約は必要ありませんので、当日は会場に直接お越しください。

※相談会の実施日は、相談開催月の広報むこうをご確認ください。

こころ けんこうそうだん  
(4) 心の健康相談

心の健康でお悩みの方やそのご家族の方などに、精神保健福祉士が相談に応じます。お気軽にご相談ください（予約無しでもご利用いただけますが、事前に予約されている方を優先します。）。

- ◇対 象 者 向日市民で心の健康で悩んでおられる方やそのご家族
- ◇相談方法 来庁による相談等
- ◇開 設 日 毎週火曜日（祝日を除く）
- ◇利用時間 午後1時～5時
- ◇会 場 東向日別館内（窓口か電話でお問い合わせください。）
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

## （5）<sup>おとくにしょう</sup>乙訓障がい者<sup>しゃきかんそうだんしえん</sup>基幹相談支援センター

暮らしのこと、福祉サービス、権利に関することなど、生活の中での困りごとをお聞きし、関係者と協力しながら解決のお手伝いをする、障がいに関する総合的な相談窓口です。

- ◇受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ◇所 在 地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8  
TEL 952-6521 FAX 959-9086  
メール otsufukukikan@rice.ocn.ne.jp

## （6）<sup>おとくにしょう</sup>乙訓障がい者<sup>しゃぎやくたいぼうし</sup>虐待防止センター

障害者虐待防止法（正式名：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行に伴い「乙訓障がい者虐待防止センター」を開設しています。

虐待防止センターは、①養護者、障がい者福祉施設などの従事者、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、②養護者による障がい者虐待の防止、養護者による虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導、助言、③障がい者虐待防止、養護者に対する支援に関する広報等を担います。

- ◇受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
（電話、メールは24時間受付）
- ◇所 在 地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8  
TEL 959-9085（土曜日、日曜日、祝日、夜間は転送により対応）  
FAX 959-9086（平日のみ）  
メール otsufuku-center@y-mobile.ne.jp（常時対応）

## （7）<sup>こういきせんもんそうだんいん</sup>広域専門相談員

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例に規定する特定相談（不利益取扱いによる障がい者の権利利益の侵害に関すること・合理的配慮に関することなど）について、京都府障害者支援課内に広域専門相談員を設置し、障がいのある方や事業者等からの相談に応じています。

- ◇相談窓口 TEL 414-4609（相談専用） FAX 414-4597（京都府障害者支援課兼用）  
メール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

## (8) 京都府福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用について、疑問や不安がある場合は、福祉サービス苦情解決制度をご利用ください。

◇所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
ハートピア京都5階 京都府社会福祉協議会内  
TEL 252-2152 FAX 212-2450

## (9) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

地域生活を営む上で必要となる福祉サービスを適切に利用できるように支援し、これに伴う書類の確認や日常的な金銭管理を合わせて行います。

◇対象者 認知症や物忘れ、知的障がい、精神障がい等によって、前述の手続きを自己の判断で行うことが困難な方。ただし、契約書及び支援計画の内容について理解できる方。

◇利用料金 1時間1,000円（支援計画書に基づき生活支援員が行うサービス）  
1か月250円（通帳やはんこの預かり保管サービス）  
※非課税世帯・生活保護世帯は無料

◇問合せ 向日市社会福祉協議会 地域福祉推進課  
〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内  
TEL 932-1960 FAX 933-4425

## (10) 成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で物事を判断する能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて成年後見人・保佐人・補助人が選任され、本人に代わって財産管理や契約行為を行います。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立を行う必要があります。

成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難な方を対象に、

- ① 家庭裁判所への申立に必要な費用を助成します。
- ② 成年後見人等への報酬にかかる費用を助成します。

|     | 申立費用の助成                                            | 報酬の助成                                                                           |
|-----|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | ① 生活保護を受給している方<br>② 収入・資産等の状況から費用を負担することが困難と認められる方 |                                                                                 |
|     | 申立代理人も助成の対象になりますが、この場合は、本人と申立代理人の両方が要件を満たす必要があります。 | 成年後見人等が本人の配偶者・直系血族・兄弟姉妹の場合は、対象にはなりません。                                          |
| 助成額 | 申立手数料、登記手数料、診断書作成費用、鑑定費用など                         | 家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額。ただし、本人が施設に入所している場合は月額18,000円を、それ以外の場合は月額28,000円を上限とします。 |

この他、本人に親族等がない等の事情で成年後見の申立ができない方については、市長が家庭裁判所に申立を行うことも可能です。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800  
 高齢介護課（認知症高齢者に関するご相談） TEL 874-2576  
 （参考）成年後見人制度利用についての相談・問合せ

|                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 京都弁護士会                               | TEL 231-2378 |
| 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部（京都司法書士会） | TEL 255-2578 |
| 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター京都支部（京都府行政書士会） | TEL 692-3050 |
| 権利擁護センター・ぱあとなあ京都（京都社会福祉士会）           | TEL 585-5430 |

## (11) 中途失明者巡回生活指導員派遣

見えない・見えにくいことで困りごとがある方を対象に、相談員が訪問して相談支援を行います。心理的な不安の緩和、視覚障がい者用の便利な道具の紹介、福祉制度の活用など、生活全般に関わることが相談できます。

◇対 象 者 見えない・見えにくいことで困りごとがある方  
 （身体障害者手帳未取得の方も対象になります。）  
 ◇問 合 せ 社会福祉法人京都視覚障害者支援センター TEL 333-0171

## (12) 話し方教室・ことばの相談

吃音者を対象とした発語、発音の訓練や、ことばについての悩みの相談を行います。

◇実施場所 京都市聴覚言語障害センター  
 ◇開 催 日 月 1 ～ 2 回（土曜日、日曜日が基本）  
 ◇問 合 せ 京都言友会 TEL・FAX 841-0845

## (13) 聞こえの相談会

聞こえに不安を感じている市民を対象に専門医をはじめとする聞こえの専門家による生活相談を行います。

◇対 象 者 聴力に障がいがある方、又は不自由に感じている方、そのご家族  
 ◇問 合 せ 向日市社協障がい者地域生活支援センター  
 TEL 932-1990 FAX 933-4425

## (14) 結婚相談

身体障がい者の結婚に関する各種相談に応じ、必要な助言や指導を行います。

◇実 施 日 月曜、木曜、土曜及び第 2 日曜日の午後 1 時～ 5 時  
 ◇問 合 せ 京都身体障害者結婚相談所（洛南身体障害者福祉会館 本所内）  
 TEL・FAX 682-1593